

令和2年度
SIP スマート物流サービスの研究開発の社会実装のための
標準化方策及び商習慣改善方策検討業務
提案要領（説明書）

1. 業務概要

1) 業務目的

我が国の物流は、輸送されたモノを必要とする場所で迅速に受け取ることができるなど世界的に見ても極めて高い品質を保持しているが、人口が減少に転じており、今後更なる少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少から担い手不足が深刻となっており、特にトラックドライバー不足が深刻化している。

また、消費者のライフスタイルが大きく変化し、物流に対するニーズも大きく変わってきている。将来この傾向は更に進むことが予想され、それに伴い、輸送の小口化・多頻度化による輸送効率の低下が懸念される。

このように物流を取り巻く環境や物流に要求される機能は大きく変化してきており、少子高齢化が進む中で更なる変化に的確に対応しつつ、我が国の経済成長と国民生活を支える社会インフラとしての機能を持続的に果たしていくためには、激変するグローバルな動向を常に把握して適宜方策を考え直しながら、その大前提として安全の確保を図りつつ、更なる効率化と高付加価値化を図る必要がある。つまり、これからの物流に対する新しいニーズに応え、我が国の経済成長と国民生活を持続的に支える「強い物流」を構築していく必要がある。

しかし、例えば、ソフト面においては、伝票や電子データ形式等が事業者毎によって異なる等により相互に円滑な情報等の受け渡しがしにくいことや、また、ハード面においては手荷役等の混在や事業者間での荷姿の違いにより統一的な荷扱いがしにくい等の要因によってサプライチェーン全体としての効率性が損なわれる事態が生じている。

サプライチェーンを構成する荷主、物流事業者等の関係者の連携・協働により物流の効率性を高め、生産性の向上に向けた環境整備の一環として個別業界ごと又は業界横断的に物流システムや資機材の標準化を実現するため、我が国の物流分野におけるソフト面、ハード面の標準化に関する実態分析及び官民双方の取組状況の研究を行うとともに標準化実現に向けた課題、効果等を分析することで、我が国が取り組むべき標準化方策に反映し、それを SIP スマート物流サービスの研究開発の社会実装に取り込むことによって物流の効率化を一層促進することとする。

また、サプライチェーンの接続点における生産性向上を阻害する商習慣、具体的には着荷主側の都合が優先された納品スケジュールによる長時間の荷下し待ちや倉庫内における無償での附帯作業の提供等が、物流・商流の非効率、過重労働、大量の食品ロスや返品等による無駄な流通コストの発生や環境悪化の一因となっている。このような事業者間でのコストの押し付け合い構造から脱却し、各事業者の創意工夫の意欲を高め、健全な競争が行われる環境の創出を実現するため、生産性向上を阻害する商習慣の実態を分析するとともに、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等、関連する法律の観点から留意点を提示し、当該商習慣に対する改善策とその改善策によってもたらされる定量的な生産性向上効果も併せて分析することにより、今後我が国が取り組むべき生産性向上方策の策定に寄与させ、SIP スマート物流サービスの目指す課題解決等を図る必要があることから、本業務を実施するものである。

2) 業務内容

別添仕様書を参照のこと。

3) 履行期間

契約締結日から令和2年8月28日（金）まで

- 4) 成果物
別添仕様書を参照のこと。
- 5) その他
本業務の仕様書は別添のとおりである。

2. 担当機関

〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬 3-1-1
 国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所
 港湾空港技術研究所 管理調整・防災部 企画調整・防災課 (担当：市川)
 電話 046-844-5040 FAX 046-844-5072

3. 企画競争参加資格要件及び業務実施上の条件

- 企画競争参加者(企業等(以下「法人」という))は次に掲げる資格を満たしていること。
- ①国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所契約事務取扱細則第 31 条の規定に該当しない者であること。
 - ②港湾空港技術研究所長から入札参加資格停止の措置を受けていないこと。
 - ③国土交通省国土技術政策総合研究所副所長から指名停止の措置を受けていない者であること。
 - ④会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - ⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - ⑥平成 31・32・33 年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の資格を有している者であること。
 - ⑦同種又は類似業務の実績に対する要件
 管理技術者は、過去 5 年間に以下の「同種又は類似業務」の実績があること。
 同種又は類似業務は、下記業務とする。
 同種業務：サプライチェーンの標準化及び商習慣の改善に関する調査の推進・管理業務
 類似業務：サプライチェーンに関する調査の推進・管理業務

4. 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

1) 企画提案書作成上の基本事項

企画提案は、業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本説明書において記載された事項以外の内容を含む企画提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

2) 企画提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
過去5年間の同種又は類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・管理技術者が過去5年間に従事した「同種又は類似業務」の実績を記載する。 ・同種又は類似業務は、下記業務とする。 同種業務：サプライチェーンの標準化及び商習慣の改善に関する調査の推進・管理業務 類似業務：サプライチェーンに関する調査の推進・管理業務 ・管理技術者が「同種又は類似業務」の実績については、当該実績があることを証する書面の写しを提出すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 記載様式は様式-2とし、同種業務と類似業務のそれぞれについて、A4判1ページ以内に記載する。
実施方針・業務フロー・工程表	<ul style="list-style-type: none"> 業務の実施方針、業務フローチャート、工程計画について簡潔に記載する。 記載様式は自由とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4判1ページ以内に記載する。
企画提案内容	<ul style="list-style-type: none"> 本業務において企画提案を求める項目は以下のとおりとし、項目に対する業務内容について、取組方法を具体的に記載する。 また、企画提案について、実施手法、定量化できる提案内容等については可能な限り具体的・定量的に記載すること。 <p>項目1 標準化 スマート物流サービスの研究開発の社会実装に取り込むべき標準化方策を立案する際の着眼点及び同方策をオーソライズする手法について</p> <p>項目2 商習慣改革 商習慣改革をスマート物流サービスで実現した場合の定量的な効果の算定手法について</p> <ul style="list-style-type: none"> 各項目5ページ以内で、記載様式は自由とする。（ただし規格はA4判）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標についての適合状況について、以下に該当するものを取得している場合は、該当することを証明する書類（認定通知書の写し等）を提出すること。 ○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定等 認定マーク「えるぼし」に係る、1段階目、2段階目、3段階目の認定取得行動計画の策定 ○次世代育成支援対策推進法に基づく認定 「くるみん認定」、「プラチナくるみん（特例）認定」の取得 ○若者雇用促進法に基づく認定 「ユースエール認定」の取得 <p>※なお、上記適合状況が複数の認定等に該当する場合は、最大評価点まで複数の項目評価に関わる認証等を示すことを可能とする。</p>
参考見積（概算）	<ul style="list-style-type: none"> 本業務に係る参考見積を提出すること。 参考見積は、概算予算額に比べ著しく乖離している場合、その妥当性について聴取の上、その結果によって特定しないことがある。 記載様式は特に定めはないが、A4判1ページ以内に記載する。

3) 概算予算額

本業務の参考業務規模は、上限40百万円以下（税込み）を想定している。支払いは業務履行後に行う検査確認後とする。

4) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

5) 企画提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無

効とすることがある。

6) 企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

5. 企画提案書等の提出方法、提出場所及び提出期限

1) 企画提案書

①提出方法：企画提案書は、持参又は書留郵便により提出すること。書留郵便以外の郵送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。

②提出場所：〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬 3-1-1
国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所 管理調整・防災部 管理課 契約係
電話 046-844-5039 FAX 046-841-8307

③提出期限：令和2年4月10日(火)16時00分まで
提出期限までに②の提出場所に到着しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても受理されない。

6. 企画提案書提出に関する質問の受付及び回答

質問は、文書(書式自由、ただし規格はA4判)により行うものとし、持参あるいは郵送によるものものとする。電報、ファクシミリ、電話、その他の方法によるものは認めない。

なお、文書には質問に対する回答連絡先の担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記するものとする。

①質問の受付担当窓口：5. 1) ②の提出場所に同じ

②質問の受付期間：令和2年3月23日(月)から令和2年3月30日(月)までの土曜、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで

7. 特定するための評価基準

評価項目、判断基準項目別配点の設定は、別添評価基準表のとおりである。

8. ヒアリングに関する事項

- 1) 提出書類の内容を勘案し、必要に応じて、個別にヒアリングを実施することがある。
- 2) 実施日時及び実施場所については、別途連絡する。

9. 提案書の特定若しくは非特定の通知

- 1) 通知書の送付をもって提案書の特定もしくは非特定を通知する。
- 2) 非特定の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第一条に規定する行政機関の休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により本事業の提案窓口に対して非特定理由についての説明を求めることができる。
- 3) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。
 - ①受付場所：5. 1) ②の提出場所と同じ
 - ②受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日10時00分から16時00分まで

10. 契約書の作成

契約書の作成は必要とする。(契約書案については別添のとおりであり、特段の問題が生じない限り当該契約書案に基づき契約を締結する。)

11. その他の留意事項

- 1) 企画提案書(会社概要も含む)は、10部提出すること。

- 2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- 3) 企画競争参加資格要件確認のため、平成 31・32・33 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一参加資格）に係る資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを 1 部提出すること。
- 4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された企画提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- 5) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 5 条の 2 に規定される不開示とすることが適当と判断される箇所を除き、原則公開を行う。
- 6) 企画提案書提出後において、原則として企画提案書に記載された内容の変更を認めない。
- 7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、当研究所との契約関係を生じるものではない。
- 8) 提出された企画書については返却しない。非特定の企画提案書については、当研究所において処分を行う。

(様式－1)

企画提案書

業務の名称：令和2年度 SIP スマート物流サービスの研究開発の社会実装のための標準化及び商習慣改革に関する方策調査業務

履行期限：令和2年8月28日

標記業務について、企画提案書を提出します。

令和 年 月 日

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所
港湾空港技術研究所長 殿

提出者) 住 所
電話番号
会社名
代表者

印

作成者) 担当部署
氏 名
F A X
E-mail

(様式－２)

・管理技術者の過去５年間の同種又は類似業務の実績

業務分類	
業務名	
発注機関名 住所 T E L	
実施時期	
業務の目的	
業務の内容	
特記事項	

注１：業務の内容については、具体的に記述すること。

注２：特記事項は、必要に応じ記述すること。

注３：契約を証明できる書類を添付すること。

評価基準表
評価基準 I

評価の着目点			A	B	C	D	配点	評価点	
評価項目	着目点	(配点) × 4 / 4	(配点) × 2 / 4	(配点) × 0 / 4	非特定	配点			
企画提案者の能力	専門的な知識力	物流に係る情報技術を活用した知見・実績	物流に係る情報技術を活用した実証実験の推進・管理業務実績がある。	物流に係る情報技術に関する調査・研究業務実績がある。	同種又は類似業務に該当する実績が認められない。	同種又は類似業務に該当する実績がない	20		
		スマート物流サービスに関する専門知識	非常に高度な専門知識を有していると判断される。	標準的な専門知識を有していると判断される。	専門知識が、相当程度十分ではないと判断される。	—	30		
		サプライチェーンの標準化及び商習慣の改善に関する調査の推進・管理業務の実績	同種業務に該当する実績がある。	類似業務に該当する実績がある。	同種又は類似業務に該当する実績が認められない。	同種又は類似業務に該当する実績がない	60		
実施方針・実施フロー・工程表	業務理解度	実施方針の的確性	実施方針の記載内容が、非常に的確であり、業務の理解度が非常に高いと判断される。	実施方針の記載内容が、標準的である。	不明確な点がある等、実施方針の記載内容が、相当程度十分ではなく、業務理解度が低いと判断される。	説明書と矛盾する等、業務の理解度が極めて低く、業務の履行に支障が生じると判断される。	10		
		実現性	実施フローの的確性	実施フローの記載内容が、非常に的確・効率的であり、実現性が非常に高いと判断される。	実施フローの記載内容が、標準的である。	不明確な点がある等、実施フローの記載内容が、相当程度十分ではない。	説明書等と矛盾する等、業務の履行に支障が生じると判断される。	10	
			工程表の的確性	工程表の記載内容が、非常に的確・効率的であり、実現性が非常に高いと判断される。	工程表の記載内容が、標準的である。	不明確な点がある等、工程表の記載内容が、相当程度十分ではない。	説明書等と矛盾する等、業務の履行に支障が生じると判断される。	10	
企画提案項目	項目1及び2	提案の網羅性	論点の網羅性が非常に高いとされる。	論点の網羅性が標準的と判断される。	論点の網羅性が十分ではないと判断される。	有益な提案が無い等、仕様書を確定することが困難なため、業務の履行に支障を生じると判断される。	20		
		提案の有益性・的確性	非常に有益かつ的確な提案内容である。	標準的な提案内容である。	有益な提案は、限定的である。	—	40		
		提案の実現性・効果	提案内容の実現性及び効果を裏付ける非常に的確な資料が記載されている等、実現性及び効果が非常に高いと評価される。	提案内容の実現性及び効果を裏付ける資料が記載されているが、実現性及び効果は標準的であると評価される。	提案内容の実施を裏付ける資料が記載されていない等、提案の実現性及び効果の評価が困難である。	—	60		
見積	業務規模と参考見積の整合性				業務規模とかけ離れている等、内容に対して見積が不適切な場合。	数値化しない			
小 計							260		

注1：A=(評価項目別配点)×4/4点、B=(評価項目別配点)×2/4点、C=0点の三段階で評価される。ただし、評価が微妙な場合は、A'=(評価項目別配点)×3/4点、B'=(評価項目別配点)×1/4点も採用される。

注2：評価項目のうちいずれか1項目にでも評価者のうち一者が「D」と評価した場合において、委員会が当該評価を是認したときは、当該企画提案書は非特定とする。

評価基準Ⅱ

評価の着目点		A	B	C	D	E	F	G	配点	評価点
評価項目	着目点	(配点) ×12/12	(配点) ×10/12	(配点) ×8/12	(配点) ×6/12	(配点) ×4/12	(配点) ×2/12	(配点) -		
その他	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項	女性活躍推進法に基づく「3段階目」の認定を受けており、それを証明する認証等を示している。	次世代法に基づく「プラチナくるみん」の認定、又は若者雇用促進法に基づく認定を受けており、それを証明する認証等を示している。	女性活躍推進法に基づく「2段階目」の認定を受けており、それを証明する認証等を示している。	次世代法に基づく「くるみん」の認定(新基準)を受けており、それを証明する認証等を示している。	女性活躍推進法に基づく「1段階目」の認定、又は次世代法に基づく「くるみん」の認定(旧基準)を受けており、それを証明する認証等を示している。	女性活躍推進法に基づく「行動計画」を策定しており、それを証明する認証等を示している。	女性活躍推進法に基づく認定等を受けていない。	12	
小計									12	

注1：企画提案書は、原則として、A=(評価項目別配点)×12/12点、B=(評価項目別配点)×10/12点、C=(評価項目別配点)×8/12点、D=(評価項目別配点)×6/12点、E=(評価項目別配点)×4/12点、F=(評価項目別配点)×2/12点の6段階で評価される。

注2：複数の認定等に該当する場合は、最も配点の高い区分により配点を行う。

評価点合計

注1：評価得点計の合計値が最も高い企画提案書が特定される。

令和2年度
SIP スマート物流サービス研究開発の社会実装のための
標準化及び商習慣改革に関する方策検討業務

仕様書

令和2年3月

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
NATIONAL INSTITUTE OF MARITIME, PORT AND AVIATION TECHNOLOGY

1. 業務概要

我が国の物流は、輸送されたモノを必要とする場所で迅速に受け取ることができるなど世界的に見ても極めて高い品質を保持しているが、人口が減少に転じており、今後更なる少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少から担い手不足が深刻となっており、特にトラックドライバー不足が深刻化している。

また、消費者のライフスタイルが大きく変化し、物流に対するニーズも大きく変わってきている。将来この傾向は更に進むことが予想され、それに伴い、輸送の小口化・多頻度化による輸送効率の低下が懸念される。

このように物流を取り巻く環境や物流に要求される機能は大きく変化してきており、少子高齢化が進む中で更なる変化に的確に対応しつつ、我が国の経済成長と国民生活を支える社会インフラとしての機能を持続的に果たしていくためには、激変するグローバルな動向を常に把握して適宜方策を考え直しながら、その大前提として安全の確保を図りつつ、更なる効率化と高付加価値化を図る必要がある。つまり、これからの物流に対する新しいニーズに応え、我が国の経済成長と国民生活を持続的に支える「強い物流」を構築していく必要がある。

しかし、例えば、ソフト面においては、伝票や電子データ形式等が事業者毎によって異なる等により相互に円滑な情報等の受け渡しがしにくいことや、また、ハード面においては手荷役等の混在や事業者間での荷姿の違いにより統一的な荷扱いがしにくい等の要因によってサプライチェーン全体としての効率性が損なわれる事態が生じている。

サプライチェーンを構成する荷主、物流事業者等の関係者の連携・協働により物流の効率性を高め、生産性の向上に向けた環境整備の一環として個別業界ごと又は業界横断的に物流システムや資機材の標準化を実現するため、我が国の物流分野におけるソフト面、ハード面の標準化に関する実態分析及び官民双方の取組状況の研究を行うとともに標準化実現に向けた課題、効果等を分析することで、我が国が取り組むべき標準化方策に反映し、それをSIPスマート物流サービスの研究開発の社会実装に取り込むことによって物流の効率化を一層促進することとする。

また、サプライチェーンの接続点における生産性向上を阻害する商習慣、具体的には着荷主側の都合が優先された納品スケジュールによる長時間の荷下し待ちや倉庫内における無償での附帯作業の提供等が、物流・商流の非効率、過重労働、大量の食品ロスや返品等による無駄な流通コストの発生や環境悪化の一因となっている。このような事業者間でのコストの押し付け合い構造から脱却し、各事業者の創意工夫の意欲を高め、健全な競争が行われる環境の創出を実現するため、生産性向上を阻害する商習慣の実態を分析するとともに、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」等、関連する法律の観点から留意点を提示し、当該商習慣に対する改善策とその改善策によってもたらされる定量的な生産性向上効果も併せて分析することにより、今後我が国が取り組むべき生産性向上方策の策定に寄与させ、SIPスマート物流サービスの目指す課題解決等を図る必要があることから、本業務を実施するものである。

なお、本業務は、企画提案の提出を求め、技術的に最適な者を特定する企画競争の対象業務である。具体的な実施方法については、企画競争に基づく手続きにおいて提出された企画提案の内容を受けて実施するものとする。

2. 履行期間

契約締結日から令和2年8月28日（金）までとする。

中間報告を令和2年6月25日（木）までに行うこと。

3. 業務仕様

3-1 計画準備

本業務を行うにあたり、事前に本調査業務の目的及び内容を把握し、調査の手順及び遂行に必要な事項を企画立案し、業務実施計画書を作成する。

業務実施計画書は、契約締結後1週間以内に作成・提出し、調査職員と協議し、その承認後、速やかに調査に着手すること。

3-2 業務内容

本業務の実施内容は以下のとおりとする。

本業務は、このSIPスマート物流サービス研究開発の社会実装の促進のため行われる各分野の業務モデルの構築やその実現に向けた実証実験計画の立案等の業務の進捗把握や調査間の情報連携を図ることにより、分野横断的なプラットフォーム構築の基礎検討を行った結果から「スマート物流サービス」で推奨される標準化を検討し、一方では「スマート物流サービス」の実装から普及に向けて、サプライチェーンの関係者に示すことが可能な効果を検討する。

(1) 標準化

1) 物流業務プロセスの標準化

別途実施中のSIPスマート物流サービスの4業種等の「プロトタイプofデータ基盤構築及び概念実証」の研究開発チーム等からのヒアリングなどを通して、物流業務プロセスの改善策を一般化して整理する。ここでは、SIPスマート物流サービスの研究開発において、研究開発の受託事業者が実施する物流業務の課題や改善内容（共同配送・共同保管など）について調査結果を踏まえて整理を実施し、改善内容を反映した「業務プロセス定義書（案）」を標準化の規定の実施状況を踏まえて、「業務プロセス定義書（案）」を作成する。

「業務プロセス定義書（案）」では、業務理解に必要となる用語についても、併せて整理を行う。

2) データ基盤のデータ表現標準化

上述の1) 物流業務プロセスの標準化による整理内容を受けて、各当事者間で相互に交換するビジネス文書（メッセージ）について、データ項目の名称や定義、取りうる値などの情報を整理した「データ表現定義書（案）」を実施状況を踏まえて作成する。

3) データ基盤のマスターデータ標準化

上述の2) データ基盤のデータ表現標準化による整理内容を受けて、データ項目がマスターデータを参照するものについて、そのデータ項目の形式と参照する国際・国内標準の情報を整理した「マスターデータ定義書（案）」を実施状況を踏まえて作成する。

4) 標準化の規定の実施

既往の調査や研究成果などを参考に1)～3)をSIPスマート物流サービスとして標準化していく。なお、標準化の規定方法は提案内容を受けて本業務の仕様に反映するものとする。

5) 標準化方策の社会実装に向けたロードマップ（案）の作成

前項までの成果について、SIPスマート物流サービスの研究開発などに社会実装するためのロードマップ（案）を作成する。

(2) 規格化・商習慣改革

1) 規格化・商習慣の施策と定量化手法の提示

SIPスマート物流サービスの研究開発に参画している機関や業界へのヒアリング等を通じて、ハード面（段ボールやパレット等）の規格化や商習慣（納品リードタイム・附帯作業）改革に資する施策と施策を実施する上で超えるべきハードルについて整理する。

多くの物流現場で生産性向上に繋がる施策と、特定の業界で大きく生産性向上に繋がる施策をとりまとめ、実現性も踏まえた上で「生産性向上にむけた施策（案）」を提示する。

また我が国の物流全般や業界によって得られる効果を定量的に把握するための手法を検討し、「生産性向上効果の試算方法（案）」として提示する。

2) 施策効果の定量化に必要な情報収集

1)を受けて我が国全体や業界全体に施策が実施された場合の効果が算定可能となるように情報収集する。

なお、定量化に必要な情報収集の内容は提案内容を受けて本業務の仕様に反映するものとする。

3) ロジスティクスにおける生産性向上効果の算定ととりまとめ

1) と 2) の結果からロジスティクスにおける施策を業界などのその適用範囲から一般化し、適用されることによる効果を算定する。効果算定は少なくとも別途実施中のSIPスマート物流サービスの「プロトタイプ of データ基盤構築及び概念実証の研究開発」の4業種等は網羅すること。算定した生産性向上の効果については1) と 2) の内容と併せて、成果報告書に記載する。

4. 成果物等

- (1) 業務実施計画書 2部
- (2) 中間調査報告書 2部
- (3) 最終調査報告書 2部
- (4) (1) ~ (3) の電子媒体を格納したCD-ROM
- (5) 本業務に必要な打合わせは下記①にて主に実施するものとし、
成果物の提出先は、下記①②に1部ずつとする。

①〒102-0083 東京都千代田区麴町3-3-8 丸増麴町ビル4階

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所
SIPスマート物流サービス管理法人

②〒239-0826 神奈川県横須賀市長瀬3-1-1

国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所

5. 検査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする

6. 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- (2) 「主たる部分」とは業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとする。
- (3) 受注者は業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性、契約金額等について記載した書面を発注者に提出し承認を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (4) その他再委託に係る詳細については契約書において定める。

7. その他

- (1) 本業務契約後、本仕様書に記載なき事項について疑義が生じた場合は、港湾空港技術研究所が別途指名する主任調査職員、調査職員と協議する。
- (2) 本業務により得られた成果は、港湾空港技術研究所に帰属するものとし、成果物である報告書についても、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条の2に規定される不開示とすることが適当と判断される箇所を除き、原則公表を行う。
- (3) 本業務を遂行するにあたり取り扱うこととなる文書、情報の管理を徹底すること。
- (4) 本業務を遂行するにあたり必要な費用は、原則としてすべて受注者の負担とする。
- (5) 本業務を遂行するにあたり、受注者は、令和元年度「SIP スマート物流サービスの研究開発のための標準化及び商習慣に関する調査業務」の報告書の閲覧を可能とする。

以上